

箕面市立稲保育所民営化法人応募条件

箕面市立稲保育所は、令和5年3月末をもって公立保育所としては閉所し、私立保育所として運営を開始するため、運営法人を募集します。法人の募集にあたっては、下記の事項等が応募条件となります。

1. 応募・運営にあたっての基本事項

1 応募資格

次に掲げる条件を応募時点ですべて満たしている法人とします。

- ① 子ども・子育て支援法に定める教育・保育施設を運営している以下のいずれかに該当する法人
 - (1) 社会福祉法人又は学校法人
 - (2) 社会福祉法人又は学校法人以外で以下の基準を満たす法人
 - ア 保育所を運営するために必要な経済的基礎があること。
 - イ 経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が社会的信望を有すること。
 - ウ 次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 次のすべてに該当すること。
 - ・実務を担当する幹部職員が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園及び幼稚園において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
 - ・社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
 - (イ) 経営担当役員に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
 - エ 保育所を運営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者でないこと。
- ② 応募時点で、概ね1年以上の教育・保育施設の運営実績を有すること。
- ③ 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる法人でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法

律第225号)等による手続き中である法人でないこと。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している法人、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている法人でないこと。
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税等を滞納している法人でないこと。
- ⑦ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- ⑧ 応募時点で箕面市競争入札参加者指名停止要綱(平成8年箕面市訓令第2号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑨ 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、法人名義の普通預金、当座預金等により有していること。
- ⑩ 直近の会計年度において、保育所を運営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3期以上連続して損失を計上していないこと。
(社会福祉法人、学校法人を除く)

2 法定欠格事項

次に掲げる事項に該当する者は選定を受けることができません。

- ① 児童福祉法第35条第5項第4号に該当する者

3 運営

良好な運営実績を有する法人であり、民営化後の稲保育所を直接運営すること。

2. 法人による運営開始後の遵守事項

1 職員

- ① 施設長及び主任保育士は、児童福祉施設の実務経験を有し、児童福祉施設、認定こども園又は幼稚園で10年以上勤務経験を有すること。
- ② 当該保育所に勤務する保育士は、保育士としての実務経験を4年以上有する者が2分の1以上含まれていること。
- ③ 保育士の年齢構成に配慮すること。
- ④ 看護師を配置すること。
- ⑤ 保育士の配置については、国基準等を遵守すること。また、保育士配置について現状の配置を参考とすること。

2 保育内容等

- ① 保育内容については、国の保育所保育指針、箕面市立保育所全体的な計画、箕面市人権保育基本方針及び箕面市障害児保育の手引きを基本とすること。

② 保育時間等

(1) 保育時間は午前7時から午後7時までとする。

ただし、これを超える時間とすることを妨げない。

(2) 保育所の休所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで。ただし、災害時を除く。

※ 施設の都合による閉所はできません。

③ 保育所定員

140人(現行どおり)

④ 給食

(1) 完全給食とすること。

(2) アレルギー等の対策を行うこと。

(3) 法人栄養士による栄養管理・食材管理を行うか、市のメニュー・食材管理を直接取り入れるかのいずれかの方法によること。

⑤ 支援児保育を実施すること。(加配保育士の補助は市が実施)

⑥ 園庭開放等及び育児相談を実施すること。

⑦ 施設賠償責任保険、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入すること。

⑧ 帽子・靴・連絡帳等の共同購入するものは最低限度とし、代替品による対応を認めること。

⑨ 制服は定めないこと。

⑩ 保護者の会の設立及びその会費は、保護者に一任すること。

⑪ 令和6年度中に福祉サービス第三者評価を受け、保育の質の向上を図ること。

⑫ 特別保育(延長、休日、一時保育等)を実施する場合は提案すること。

⑬ 保護者の送迎車両用の駐車場及び駐輪場の整備・確保策その他保育環境の向上に資する提案を行うこと。なお、当該整備等に係る費用については応募者の負担とする。また、当該整備を実施する場合は、近隣に配慮するとともに、日常の保育に支障を来さないよう配慮して実施すること。

3. 引き継ぎに係る遵守事項等

1 引き継ぎ

引き継ぎ方法は次のとおりとする。

① 三者懇談会

(1) 保護者代表・法人・市で三者懇談会を設置し、引き継ぎに当たっての必要事項を話し合い、協定書を締結すること。

(2) 三者懇談は、法人決定後から開始し、民営化後も一定期間継続すること。

② 引き継ぎ期間

令和4年4月から令和5年3月までとする。

③ 保護者説明会

市と合同で保護者説明会を、法人決定時及び必要に応じて随時実施すること。

④ 引き継ぎに係る体制

(1) 引き継ぎ期間に、園長、主任保育士等として配置を予定している職員は、箕面市立稲保育所の通常保育、各行事及び地域・校区連携事業等を適宜参観し、保育所運営全般に係る引き継ぎを受けること。

(2) 令和5年1月4日から3月31日までの間、各クラス担任を予定している職員（保育士）をクラスごとに1人以上配置し、引き継ぎを受けること。

(3) 引き継ぎ期間中に市の保育士とともに保護者の個人懇談を行うこと。

(4) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、常勤調理員（保育所での調理経験1年以上）を1名配置し、引き継ぎを受けること。

(5) 当該保育所に勤務している市の職員（会計年度職員を含む）が、法人への就労を希望したときは、その採用に努めること。

(6) 引き継ぎ期間中に、看護師として配置を予定している職員は、看護師の業務内容に係る引き継ぎを受けること。

※ 引き継ぎに係る人件費については、市から一部補助を行う予定です。

（条件：市議会の議決・限度額有り）

2 公募条件の継続

移管に伴い保育業務委託契約を締結し、保育所運営条件内容を継続的に履行すること。